

質問書に対する回答

件名) 常磐自動車道 谷和原管内舗装補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P27 19-8 路面切削工	19-8-2 種別の路面切削工A2の区分内容に記載してある剥取り機械とは、搭乗式スクレーパーと解釈して宜しいでしょうかご教示願います。	貴社の施工計画に基づき、お考えください。
2	特記仕様書 P34 20・割掛対象表の 項目内容	有料道路料金費の工事内容で、舗装廃材等の運搬に必要となる有料道路通行料金費用とありますが、アスファルト混合物の運搬に必要となる有料道路通行料金費用は、別に計上すると考えて宜しいでしょうかご教示願います。	アスファルト混合物の運搬に必要となる有料道路通行料金費用は、関連する単価項目に含まれております。
3	設計図 98 / 118 交通規制工標準図 (1)	交通規制工標準図(1)に記載されている発煙筒数量表について、この発煙筒の必要数量分受注者が用意するものと考えて、規制費に費用を計上すると考えて宜しいでしょうかご教示願います。	そのとおりです。
4	設計図 78 / 118 施工標準横断図(2)	切削オーバーレイ工D1 (t=25cm) の補修後(新設)舗装構成について考察すると、アスファルト安定処理混合物は、厚さ15cmの1層敷均し施工と考えると宜しいでしょうかご教示願います。	品質管理を満足する施工方法にてお考えください。